

「とやま米粉県内プロモーション」業務委託仕様書

1 委託業務名

「とやま米粉県内プロモーション」業務

2 委託業務の目的

県内での富山県産米粉（以下、「県産米粉」という。）の活用を促進するため、家庭向けの消費拡大と実需者向けの需要創出を図る。

3 委託期間

契約日から令和7年3月21日（金）

4 委託費上限額

金5,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

（1）家庭向けの消費拡大

県内消費者をターゲットに、県産米粉の利用促進を図る。

- ①一般家庭で手軽に米粉を利用できる環境づくり
 - ・県産米粉の特性や活用例を SNS での発信等
- ②親子等を対象にした米粉料理教室の開催
 - ・発信力もある一流シェフ等を起用し、家庭で作れるメニューを体験
- ③県内スーパー等での PR 販売（基幹店を中心に、複数店舗での展開を想定）
 - ・県産米粉や米粉を活用した商品を、県内消費者に広く PR
 - ・特に、PR 販売を実施したスーパー等において、継続的に商品を取り扱ってもらえるよう留意するとともに、米穀卸への事前相談など流通面を含めた調整を行うこと

（2）実需者向けの需要創出

県内の食品製造者や飲食店をターゲットに、県産米粉の需要開拓を図る。

- ①とやま米粉商品開発支援事業の募集、連絡調整
 - ・県内の食品製造者等へ向け、「とやま米粉商品開発支援事業」の募集、採択通知、実績確認等の事務（補助金交付事務は県で実施）
- ②県産米粉商品販売フェアの開催
 - ・①で開発された商品を含め、富山県産米粉を活用した商品を PR・販売
 - ※「とやまグルメ・フードフェス（会場は富山産業展示館を予定）」（旧：越中とやま食の王国 秋フェスタ）への出展等、独自イベントに因らず、効果的に PR できる機会を捉えた提案とする（子育て世代をターゲットとすること）
 - ※①や③の対象となる事業者を中心に広く公募すること
 - ※広告宣伝費や、会場使用料、冷蔵ショーケース等什器備品借上料等は委託費に含む
- ③飲食店フェアの開催
 - ・県内飲食店で県産米粉を活用したメニューフェアを開催すること（1か月程度）
 - ・応募飲食店に対しメニュー開発用サンプルを提供すること（100社、1,500円（送料込み）/1社を想定）
 - ※実需者が県産米粉を活用しやすくするため、1次加工品を開発して提供を行うことも可能とする（本事業の対象を米粉そのものに限定せず、麺等1次加工されたものを提供できる

よう調整)

(参考) 令和5年度に水餃子の皮を開発した事例あり

(3) 越中とやま食の王国ホームページ等への情報掲載

- ・(1)～(2)のイベント情報、参加事業者の公募情報等は、越中とやま食の王国ホームページ内に特設ページを設け掲載すること。
- ※ページの作成に当たっては、「越中とやま食の王国ホームページ」運営受託者と協議し、必要に応じて再委託することも可能とする。
- ・県が管理するSNS上でイベント情報の画像データ等を活用できるようにすること。

(4) その他事業の達成のために必要な業務

6 企画提案にあたっての留意点

- ・県産米粉の消費・購入機会の拡大・認知度向上につながる提案を行うこと。
- ・「越中とやま食の王国ホームページ」や、県公式SNS（広報課Twitter・Instagram、食の王国Facebook等）も活用した提案を行うこと。
- ・業務実施体制（過去の実績を含む）を明記すること。

7 提出物

(1) 工程表（契約後速やかに提出すること）

(2) 実績報告書

- ・業務により撮影した画像・映像及び制作したデータを収録したDVD1点
＜ファイル形式＞：パソコン、大画面モニターでの表示に適したもの
SNSへの掲載に適したもの
- ・収支精算書 等

8 納品（提出）期限

令和7年3月21日（金）

9 注意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携を図ること。
- (4) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。